

秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例を制定することについて

秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 27 年 2 月 26 日提出

秦野市長 古 谷 義 幸

提案理由

本年 4 月 1 日からの子ども・子育て支援法の施行に伴い、「支給認定子ども」に対する認定こども園等の施設型教育・保育及び家庭的保育等の地域型保育並びに私立保育所の保育に係る利用者負担額、その徴収方法等について定めるため、制定するものであります。

秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号、第28条第2項第2号及び第3号、第29条第3項第2号並びに第30条第2項第2号及び第3号並びに秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める条例（平成26年秦野市条例第18号）第13条第1項の規定に基づき、特定教育・保育及び特定地域型保育の提供に係る利用者負担額、その徴収方法等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(利用者負担額)

第3条 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者がその子どもについて法第20条第1項の規定により本市の認定を受けた場合で、その子どもが特定教育・保育又は特定地域型保育を受けたときの利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる認定区分及び中欄に掲げる施設又は事業の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる別表に規定する額とする。

認定区分	利用する施設又は事業	負担額を定める表
1号支給認定	認定こども園（教育の利用に限る。）又は特定教育・保育施設である私立の幼稚園	別表第1
2号支給認定	認定こども園（保育の利用に限る。）又は保育所	別表第2
3号支給認定	家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育又は事業所内保育	別表第3

2 支給認定子どもが法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育若しくは同項第3号に規定する特別利用教育又は法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育若しくは同項第3号に規定する特定利用地域型保育を受けたときの利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる認定区分及び中欄に掲げる施設又は事業の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる別表に規定する額とする。

認定区分	利用する施設又は事業	負担額を定める表
1号支給認定	保育所	別表第2
2号支給認定	特定教育・保育施設である私立の幼稚園	別表第1
1号支給認定	家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育 又は事業所内保育	別表第2
2号支給認定		

(利用者負担額の算定)

第4条 前条の利用者負担額のうち、4月分から8月分までのものについては、前年度の市町村民税により算定し、9月分から翌年の3月分までのものについては、当年度の市町村民税により算定するものとする。

(利用者負担額の通知)

第5条 市長は、利用者負担額を決定したとき又はその額を変更したときは、支給認定子どもの保護者（その扶養義務者を含む。以下同じ。）及び特定教育・保育施設（秦野市立の認定こども園及び保育所並びに私立の保育所を除く。）の設置者又は特定地域型保育事業者に文書により通知しなければならない。

(利用者負担額の徴収)

第6条 市長は、認定こども園（秦野市立のものに限る。）又は保育所において教育又は保育を受けた支給認定子どもの保護者から、第3条の利用者負担額を徴収する。

2 利用者負担額は、月額で徴収するものとし、その徴収する当月分の利用者負担額の納期は、その月の27日とする。

(利用者負担額の減免)

第7条 市長は、支給認定子どもの保護者が次の各号のいずれかに該当する場

合で、利用者負担額を負担する資力がないと認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

- (1) その年の所得が前年の所得と比較して著しく少ない場合
- (2) 疾病、災害又は失業により著しく困窮している場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合
(利用者負担額の不還付)

第8条 既に納付された利用者負担額は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成27年度に限り、秦野市立の認定こども園（教育の利用に限る。）に通園する法第19条第1項第1号に該当する支給認定子どもに係る利用者負担額は、第3条第1項の規定にかかわらず、次の表に定める額とする。この場合において、同表に定める入園料の納期は、入園する月の末日とする。

区 分	金 額
入園料	5,400円
保育料（月額）	8,800円

備考 同一世帯に2名以上の小学校3年生以下の子どもがいる場合において、その子どものうち、年齢の高い順から2人目の子どもに係る利用者負担額は、この表の額の2分の1の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、年齢の高い順から3人目以降の子どもに係る利用者負担額は、賦課しない。

- 3 別表第2又は別表第3の規定にかかわらず、それぞれの表により算定した2号支給認定又は3号支給認定の子どもに係る平成27年4月分から同年8月分までの利用者負担額が次項の規定による改正前の秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例（昭和62年秦野市条例第17号）別表第1又は別表第2により算定した額を上回る場合の、その期間の利用者負担額は、それぞれ同表により算定した額とする。

(秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例の一部改正)

4 秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「、第3項及び第5項」を「及び第3項」に、「保育若しくは助産の実施又は老人ホームへの入所に要する費用の徴収等」を「助産の実施、保育の処置、老人ホームへの入所又は障害児の通所等に要する費用の徴収等」に改める。

第3条中「保育の実施基準条例第2条又は第3条に規定する保育所における保育又は通所の実施」を「児童福祉法第24条第5項若しくは第6項に規定する保育の処置又は保育の実施基準条例第3条に規定する通所等の実施」に、「別表第1」を「別表」に改める。

第4条から第6条までを削り、第7条を第4条とする。

第8条中「保育」を「保育の処置、通所等の実施」に改め、同条を第5条とする。

第9条第1項第2号中「及び第4条」を削り、同項第3号中「第7条」を「第4条」に改め、同条を第6条とする。

第10条を第7条とし、第11条を第8条とする。

別表第1を次のように改める。

別表（第3条関係）

児童の属する世帯の階層区分		徴収金額（月額）	
階層区分	定義	3歳以上	3歳未満
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく扶助を受けている世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付を受けて	0円	0円

	いる世帯			
B	市町村民税非課税世帯			
C	市町村民税均等割額のみが課税される世帯		4,500円	6,500円
D1	市町村民税所得割額	48,600円未満	6,200円	8,500円
D2		48,600円～ 54,000円未満	8,000円	9,900円
D3		54,000円～ 62,000円未満	9,100円	11,300円
D4		62,000円～ 71,000円未満	11,300円	13,100円
D5		71,000円～ 97,000円未満	13,700円	15,500円
D6		97,000円～ 111,000円未満	18,200円	20,500円
D7		111,000円～ 134,000円未満	23,000円	24,500円
D8		134,000円～ 154,000円未満	23,600円	30,400円
D9		154,000円～ 169,000円未満	24,300円	33,300円
D10		169,000円～ 238,000円未満	24,600円	35,900円
D11		238,000円～ 260,000円未満	25,000円	38,800円
D12		260,000円～ 301,000円未満	25,400円	42,000円
D13		301,000円～ 348,000円未満	25,500円	46,000円
D14		348,000円～ 366,000円未満	25,800円	48,200円

D 1 5	3 6 6, 0 0 0 円～ 3 8 6, 0 0 0 円未満	2 6, 0 0 0 円	5 3, 6 0 0 円
D 1 6	3 8 6, 0 0 0 円～ 3 9 7, 0 0 0 円未満	2 6, 3 0 0 円	5 8, 2 0 0 円
D 1 7	3 9 7, 0 0 0 円～ 4 1 7, 0 0 0 円未満		6 2, 1 0 0 円
D 1 8	4 1 7, 0 0 0 円以上		6 5, 5 0 0 円

備考

- 1 階層区分の認定は、入所、通所等をする児童の属する世帯の生計を一つにしている父母及び他の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の全ての者について、それらの者の課税額の合算額により行う。
- 2 C階層における均等割額とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C～D18階層における所得割額とは、同項第2号に規定する所得割の額（この所得割の額を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定は適用しない。）をいう。ただし、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合における所得割額又は均等割額は、その減免の額を所得割額又は均等割額から順次控除して得た額とする。
- 3 C～D18階層における同一世帯の2名以上の小学校就学前の児童が、次に掲げる施設等のいずれかに入所、通所等をする場合において、その児童のうち、年齢の高い順から2人目の児童に係る徴収金額は、この表の額の2分の1の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、年齢の高い順から3人目以降の児童に係る徴収金額は、賦課しない。
 - (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条の規定により本市が確認した特定教育・保育施設又は同法第43条の規定により本市が確認した特定地域型保育事業者が行う特定地域型保育
 - (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園
 - (3) 学校教育法に規定する特別支援学校幼稚部

- (4) 児童福祉法に規定する児童発達支援センター
- (5) 児童福祉法に規定する情緒障害児短期治療施設通所部
- (6) 児童福祉法に規定する児童発達支援

4 C～D 18階層における世帯から保育の実施基準条例第3条の規定により通園し、通所し、又は利用している小学校就学前の児童のうち、その時間が1週33時間以内と決定された児童に係る徴収金額は、この表又は備考3の規定による徴収金額の2分の1の額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

5 備考3第1号に規定する特定教育・保育施設又は特定地域型保育の利用を開始した日において3歳未満であった小学校就学前の児童が、年度の途中で3歳に達したときは、その3歳に達した日の属する月の翌月（月の初日に3歳に達したときは、その月）から徴収金額を変更する。

6 月の途中で利用を開始し、又は停止した小学校就学前の児童に係るその月の徴収金額は、この表の徴収金額に、その月の在籍日数を25で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

7 給食の提供を受けないで、子ども・子育て支援法第7条第6項に規定する家庭的保育を利用する小学校就学前の児童に係る徴収金額は、この表の規定による徴収金額から7,500円を控除した額（その額が0円を下回るときは、無償）とする。

別表第2を削る。

別表第1（第3条関係）

支給認定子どもの 属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）		
階層 区分	定 義	秦野市立の 認定こども園 （教育の利用に 限る。）	秦野市立以外の 認定こども園 （教育の利用に 限る。）又は特 定教育・保育施 設である私立の 幼稚園	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく扶助を受けている世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付を受けている世帯	0円	0円	
B	市町村民税非課税世帯			
C	市町村民税均等割額のみが課税される世帯	300円	3,000円	
D1	市 町 村 民 税 所 得 割 額	48,600円未満	1,100円	5,000円
D2		48,600円～ 54,000円未満	2,000円	6,400円
D3		54,000円～ 62,000円未満	2,600円	7,300円
D4		62,000円～ 71,000円未満	3,700円	9,000円
D5		71,000円～ 97,000円未満	4,900円	11,000円

D 6	97,000円～ 111,000円未満	7,100円	14,600円
D 7	111,000円～ 134,000円未満	9,500円	18,400円
D 8	134,000円～ 154,000円未満	9,800円	18,900円
D 9	154,000円～ 169,000円未満	10,200円	19,400円
D 10	169,000円～ 238,000円未満	10,300円	19,700円
D 11	238,000円～ 260,000円未満	10,500円	20,000円
D 12	260,000円～ 301,000円未満	10,700円	20,300円
D 13	301,000円～ 348,000円未満	10,800円	20,400円
D 14	348,000円～ 366,000円未満	10,900円	20,600円
D 15	366,000円～ 386,000円未満	11,000円	20,800円
D 16	386,000円～ 397,000円未満	11,200円	21,000円
D 17	397,000円～ 417,000円未満		
D 18	417,000円以上		

備考

- 1 階層区分の認定は、利用する支給認定子どもの属する世帯の生計を一つにしている父母及び他の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の全ての者について、それらの者の課税額の合算額により行う。別表第2及び別表第3において同じ。
- 2 C階層における均等割額とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C～D18階層

における所得割額とは、同項第2号に規定する所得割の額（この所得割の額を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定は適用しない。）をいう。ただし、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合における均等割額又は所得割額は、その減免の額を均等割額又は所得割額から順次控除して得た額とする。別表第2及び別表第3において同じ。

3 C階層における次の各号のいずれかに該当する世帯の支給認定子どもに係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、賦課しない。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項又は第2項に規定する配偶者のない者で、現に児童を扶養しているものの世帯
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者の属する世帯
- (3) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に基づき療育手帳の交付を受けた者の属する世帯
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の属する世帯
- (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象児の属する世帯
- (6) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく国民年金の障害基礎年金等の受給者の属する世帯
- (7) 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると認められる世帯

4 C～D18階層における同一世帯に2名以上の小学校3年生以下の子どもがいる場合において、その子どものうち、年齢の高い順から2人目の子どもに係る利用者負担額は、この表の額の2分の1の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、年齢の高い順から3人目以降の子どもに係る利用者負担額は、賦課しない。

5 月の途中で利用を開始し、又は停止した支給認定子どもに係るその月の利用者負担額は、この表の利用者負担額に、その月の在籍日数を20で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたとき

は、これを切り捨てた額) とする。

別表第 2 (第 3 条関係)

支給認定子どもの 属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)		
階層 区分	定 義	保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護法に基づく扶助を受けている世帯 (単給世帯を含む。) 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている世帯	0 円	0 円	
B	市町村民税非課税世帯			
C	市町村民税均等割額のみが課税される世帯	4, 5 0 0 円	4, 4 0 0 円	
D 1	市 町 村 民 税 所 得 割 額	4 8, 6 0 0 円未満	6, 2 0 0 円	6, 1 0 0 円
D 2		4 8, 6 0 0 円～ 5 4, 0 0 0 円未満	8, 0 0 0 円	7, 9 0 0 円
D 3		5 4, 0 0 0 円～ 6 2, 0 0 0 円未満	9, 1 0 0 円	8, 9 0 0 円
D 4		6 2, 0 0 0 円～ 7 1, 0 0 0 円未満	1 1, 3 0 0 円	1 1, 1 0 0 円
D 5		7 1, 0 0 0 円～ 9 7, 0 0 0 円未満	1 3, 7 0 0 円	1 3, 5 0 0 円
D 6		9 7, 0 0 0 円～ 1 1 1, 0 0 0 円未満	1 8, 2 0 0 円	1 7, 9 0 0 円
D 7		1 1 1, 0 0 0 円～ 1 3 4, 0 0 0 円未満	2 3, 0 0 0 円	2 2, 6 0 0 円

D 8	1 3 4, 0 0 0 円～ 1 5 4, 0 0 0 円未満	2 3, 6 0 0 円	2 3, 2 0 0 円
D 9	1 5 4, 0 0 0 円～ 1 6 9, 0 0 0 円未満	2 4, 3 0 0 円	2 3, 9 0 0 円
D 1 0	1 6 9, 0 0 0 円～ 2 3 8, 0 0 0 円未満	2 4, 6 0 0 円	2 4, 2 0 0 円
D 1 1	2 3 8, 0 0 0 円～ 2 6 0, 0 0 0 円未満	2 5, 0 0 0 円	2 4, 6 0 0 円
D 1 2	2 6 0, 0 0 0 円～ 3 0 1, 0 0 0 円未満	2 5, 4 0 0 円	2 5, 0 0 0 円
D 1 3	3 0 1, 0 0 0 円～ 3 4 8, 0 0 0 円未満	2 5, 5 0 0 円	2 5, 1 0 0 円
D 1 4	3 4 8, 0 0 0 円～ 3 6 6, 0 0 0 円未満	2 5, 8 0 0 円	2 5, 4 0 0 円
D 1 5	3 6 6, 0 0 0 円～ 3 8 6, 0 0 0 円未満	2 6, 0 0 0 円	2 5, 6 0 0 円
D 1 6	3 8 6, 0 0 0 円～ 3 9 7, 0 0 0 円未満	2 6, 3 0 0 円	2 5, 9 0 0 円
D 1 7	3 9 7, 0 0 0 円～ 4 1 7, 0 0 0 円未満		
D 1 8	4 1 7, 0 0 0 円以上		

備考

- 「保育標準時間」とは、法第 2 0 条第 3 項の規定による保育の利用に係る 1 日当たり 1 1 時間までの保育必要量の時間をいい、「保育短時間」とは、同項の規定による保育の利用に係る 1 日当たり 8 時間までの保育必要量の時間をいう。別表第 3 において同じ。
- C～D 1 8 階層における同一世帯の 2 名以上の小学校就学前子どもが、次に掲げる施設等のいずれかに通園、入所等をする場合において、その子どものうち、年齢の高い順から 2 人目の子どもに係る利用者負担額は、この表の額の 2 分の 1 の額（その額に 1 0 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、年齢の高い順から 3 人目以降の子どもに係る利用者負担額は、賦課しない。

- (1) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育
 - (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園
 - (3) 学校教育法に規定する特別支援学校幼稚部
 - (4) 児童福祉法に規定する児童発達支援センター
 - (5) 児童福祉法に規定する情緒障害児短期治療施設通所部
 - (6) 児童福祉法に規定する児童発達支援
- 3 利用を開始した日において3歳未満であった支給認定子どもが年度の途中で3歳に達したときは、その3歳に達した日の属する月の翌月（月の初日に3歳に達したときは、その月）から利用者負担額を変更する。
- 4 月の中で利用を開始し、又は停止した支給認定子どもに係るその月の利用者負担額は、この表の利用者負担額に、その月の在籍日数を25で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。別表第3において同じ。

別表第3（第3条関係）

支給認定子どもの 属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
階層 区分	定 義	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法に基づく扶助を受けている世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている世帯	0円	0円
B	市町村民税非課税世帯		
C	市町村民税均等割額のみが課税される世帯	6,500円	6,400円
D1	48,600円未満	8,500円	8,400円

D 2	市町村民税所得割額	48,600円～ 54,000円未満	9,900円	9,700円
D 3		54,000円～ 62,000円未満	11,300円	11,100円
D 4		62,000円～ 71,000円未満	13,100円	12,900円
D 5		71,000円～ 97,000円未満	15,500円	15,200円
D 6		97,000円～ 111,000円未満	20,500円	20,200円
D 7		111,000円～ 134,000円未満	24,500円	24,100円
D 8		134,000円～ 154,000円未満	30,400円	29,900円
D 9		154,000円～ 169,000円未満	33,300円	32,700円
D 10		169,000円～ 238,000円未満	35,900円	35,300円
D 11		238,000円～ 260,000円未満	38,800円	38,100円
D 12		260,000円～ 301,000円未満	42,000円	41,300円
D 13		301,000円～ 348,000円未満	46,000円	45,200円
D 14		348,000円～ 366,000円未満	48,200円	47,400円
D 15		366,000円～ 386,000円未満	53,600円	52,700円
D 16		386,000円～ 397,000円未満	58,200円	57,200円
D 17		397,000円～ 417,000円未満	62,100円	61,000円

D 1 8	4 1 7, 0 0 0 円以上	6 5, 5 0 0 円	6 4, 4 0 0 円
-------	------------------	--------------	--------------

備考

- 1 C～D 1 8 階層における同一世帯の 2 名以上の小学校就学前子どもが、別表第 2 備考 2 に掲げる施設等のいずれかに通園、入所等をする場合において、その子どものうち、年齢の高い順から 2 人目の子どもに係る利用者負担額は、この表の額の 2 分の 1 の額（その額に 1 0 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、年齢の高い順から 3 人目以降の子どもに係る利用者負担額は、賦課しない。
- 2 給食の提供を受けないで、家庭的保育を利用する支給認定子どもに係る利用者負担額は、この表の規定による利用者負担額から 7, 5 0 0 円を控除した額（その額が 0 円を下回るときは、無償）とする。